

第3章

基本目標と施策



第3章 基本目標と施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画のための意識改革

1999(平成11)年の「男女共同参画社会基本法」制定以降、男女共同社会実現に向けた法制度は充実してきました。しかし、現実には「女性は家庭、男性は仕事」「男性は家族を養わなければならない」等家庭、地域、職場等あらゆる分野において、性差意識や固定的な性別役割分担意識は未だ多く残っています。

男性も女性も性別にかかわらずそれぞれの個性が尊重され、対等な関係でその能力を十分に発揮できる社会の構築にむけて、性別役割分担意識を変えていくことが必要です。

市民の皆さんに期待される取り組み

- 家族が協力して家事や育児、介護等を行いましょう。
- 市などが主催する講演会や研修会に積極的に参加するとともに、地域や団体・サークル等で学習会を開催しましょう。

事業者等に期待される取り組み

- 性別にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮され、生きがいを持って働く環境づくりに努めましょう。
- セクハラ防止に向けての研修に積極的に取り組むとともに、従業員が気楽に相談できる体制を整えましょう。
- 文章や広告物に固定的な性別役割分担意識などを助長する言葉やイラストがないか確認しましょう。

重点課題1 社会における制度又は慣行の見直し

【現状と課題】

本市が2020(令和2)年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」(以下「意識調査」という)結果では、社会全体の男女の平等感については、「男性の方が非常に優遇されている」・「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が全体で約7割を占めており、その割合は前回調査からほぼ変わっていません。

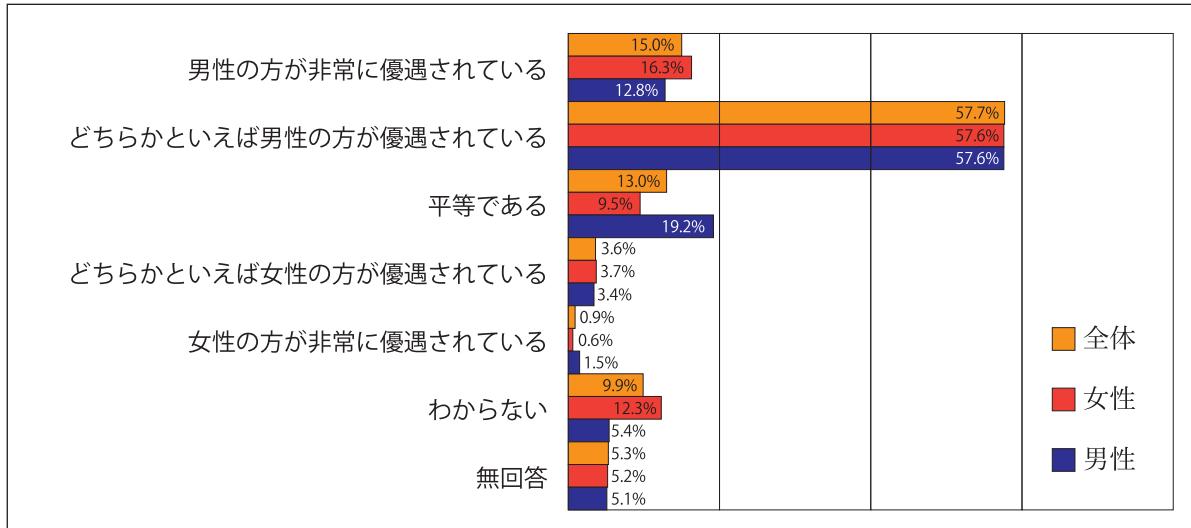
分野別の平等感に関する回答は(家庭生活・職場・学校教育・政治の場・法律や制度・社会通念等・社会全体)の中で、学校教育のみが「(男女が)平等である」との回答が58.4%と半数以上を占めていますが、その他の項目では「男性が優遇されている」との割合が高くなっています。

一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方については「同感できない」が60.2%で、前回の47.5%を大きく上回っており、男性女性を問わず意識の変化は徐々に浸透していることも示されています。

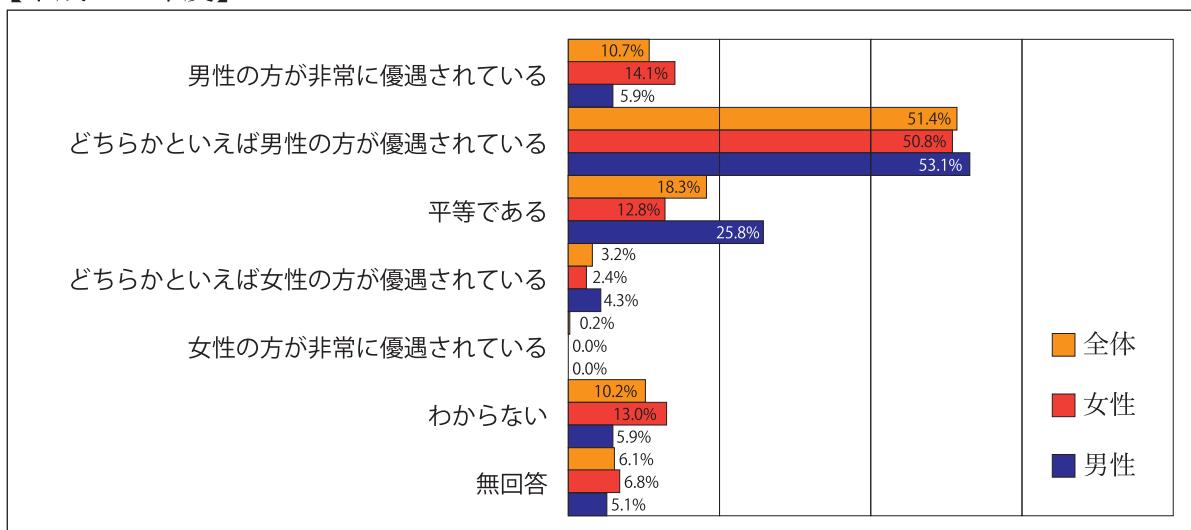
今後は、法律や制度、労働分野等では男女共同参画の観点からの改正が近年進められていることから、その実際の活用にむけた啓発・周知活動の継続が必要です。

○ 社会全体において男女の地位は平等になっていると思いますか。

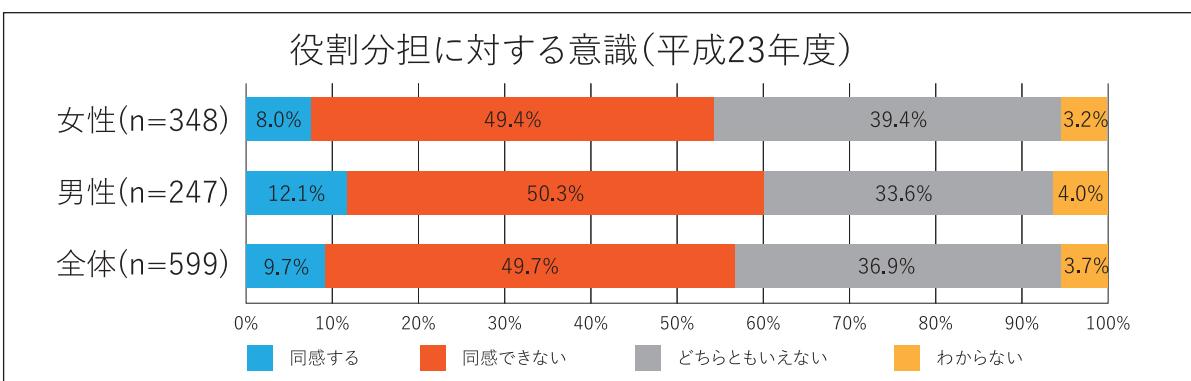
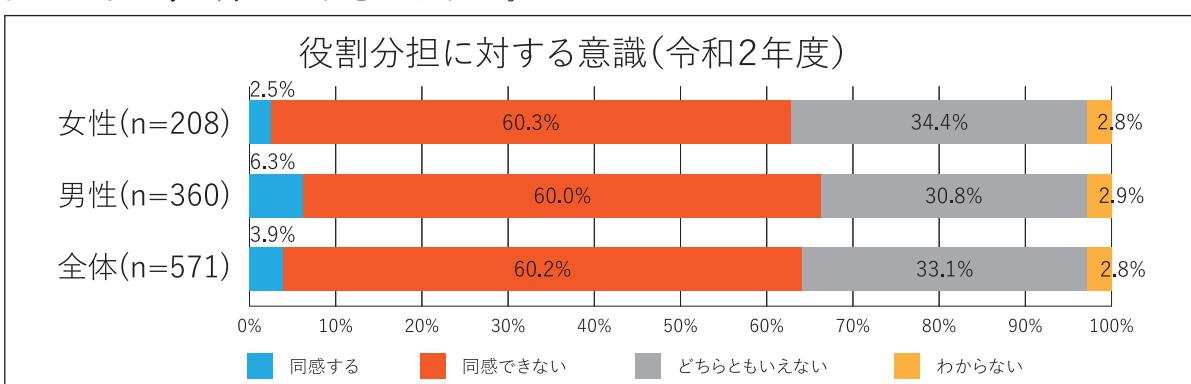
【令和2年度】



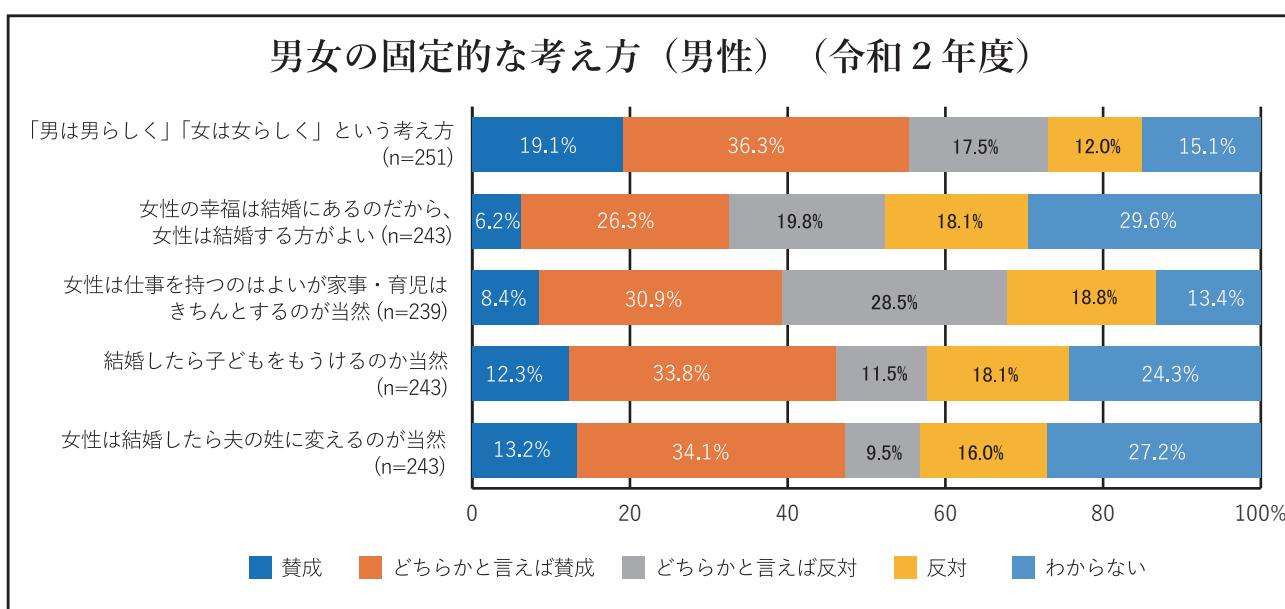
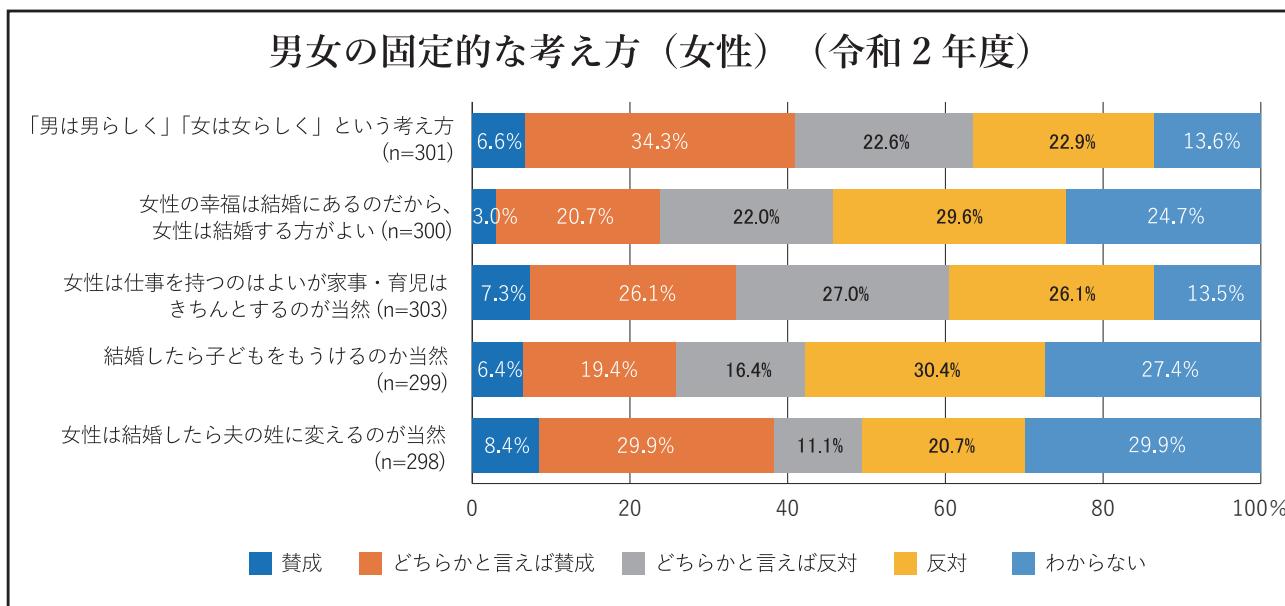
【平成23年度】



○「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。



○男女の固定的な考え方について「賛成・どちらかといえば賛成」の比率



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」平成23年3月

施策の方向

重点課題 1 社会における制度又は慣行の見直し

施策の方向	(1) 固定的な性別役割分担の是正への啓発		主な担当課
具体的な施策	① 講演会やフォーラムの開催		
	主な取組	男女共同参画について広く市民の関心と理解を高めるため、講演会や市民フォーラムを開催し啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
	② 市職員研修の実施		
	主な取組	市職員への研修を実施し、意識の啓発と職場環境の改善を図ります。	総務課
	③ 性差別につながる表現の見直し		
	主な取組	性別に偏りのある表現がされていないか見直すとともに、男女共同参画の視点で、性差別につながる表現がないよう配慮します。	全課
	④ 研修会の開催促進		
	主な取組	地域や企業、各種団体等に研修会実施を働きかけるとともに講師等を派遣します。	人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 中立的社会制度の確立と慣行の見直し		主な担当課
具体的な施策	① 法律の周知及び情報の提供		
	主な取組	女性の権利に関する法令や条例等について、権利侵害を受けた場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	② 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し		
	主な取組	(社会保障制度、賃金制度、年金制度、税制等)が男女に中立に働いていないものについては、その見直しを働きかけます。 生活様式の選択に大きくかかわりを持つ諸制度について、市民の理解が深められるよう情報提供や啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 総務課 商工振興課

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画に関する考え方は、幼少期からの家庭・学校・地域における教育や経験が大きな影響を与えます。

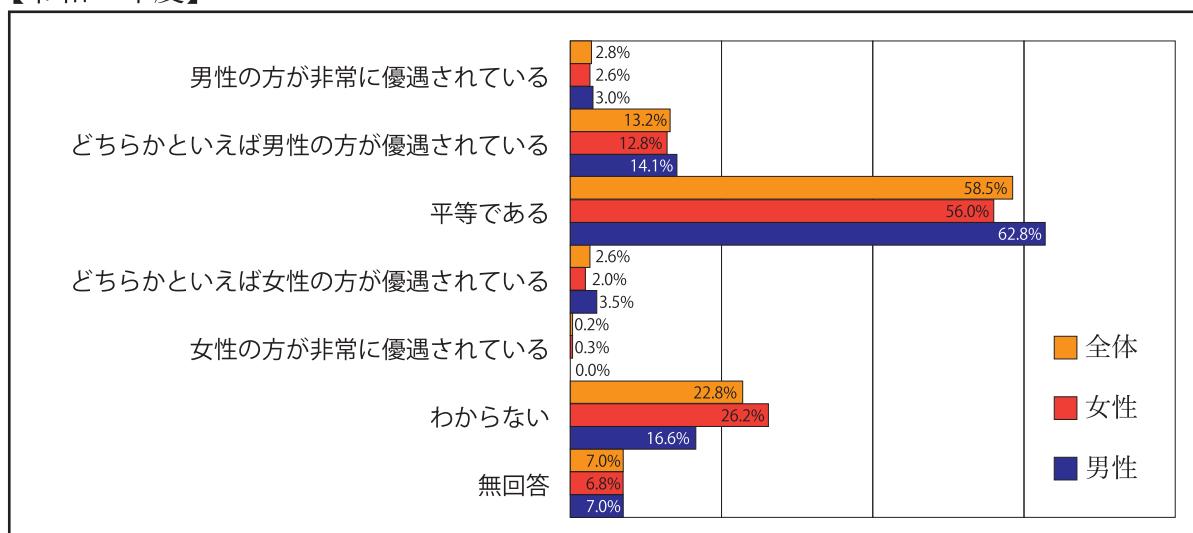
2020(令和2)年度に実施した意識調査結果では、学校教育は「(男女が)平等である」との回答が58.5%を占めていましたが、前回2011(平成23)年度調査の65.1%からその割合は減少していました。

家庭教育に関しては、「女の子も男の子と同等に経済的に自立して育てる方がよい」との回答が81.5%、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など家庭に必要な技術を身に着けさせた方がよい」との回答が72.6%を占め、いずれの回答も前回調査と比較して、5ポイント以上上昇し、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる方がよい」との設問では、「賛成」は14.0%でしたが、前回31.0%を大きく下回っていました。これらの調査結果から家庭教育の観点では、男女共同参画に関する意識が浸透していることが伺えます。

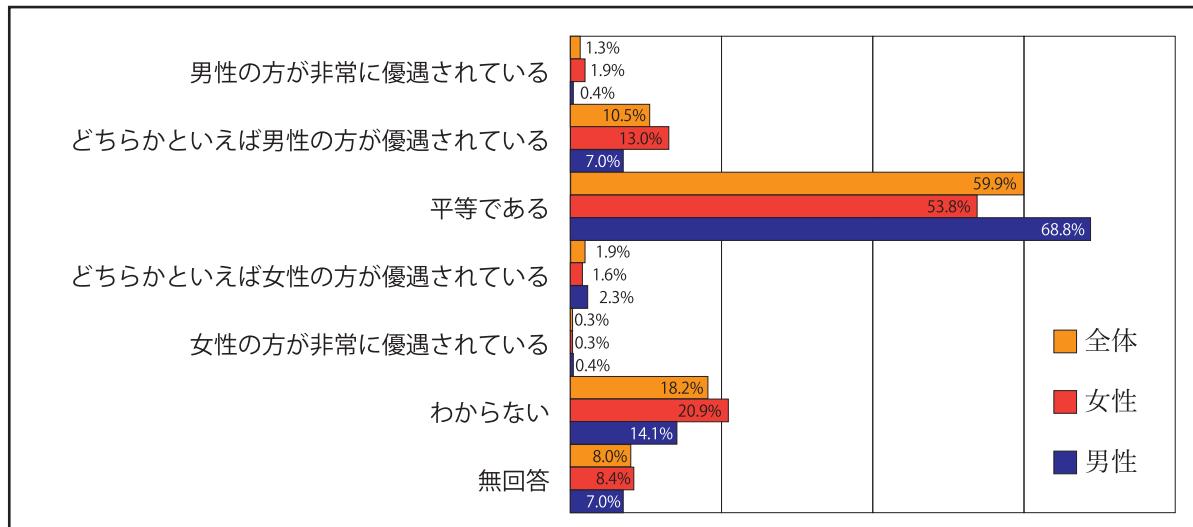
今後も家庭・学校・地域における教育推進に努め、意識だけではなく様々な行動の変容を促すことが必要です。

○学校教育の場において男女の地位は平等になっていると思いますか。

【令和2年度】



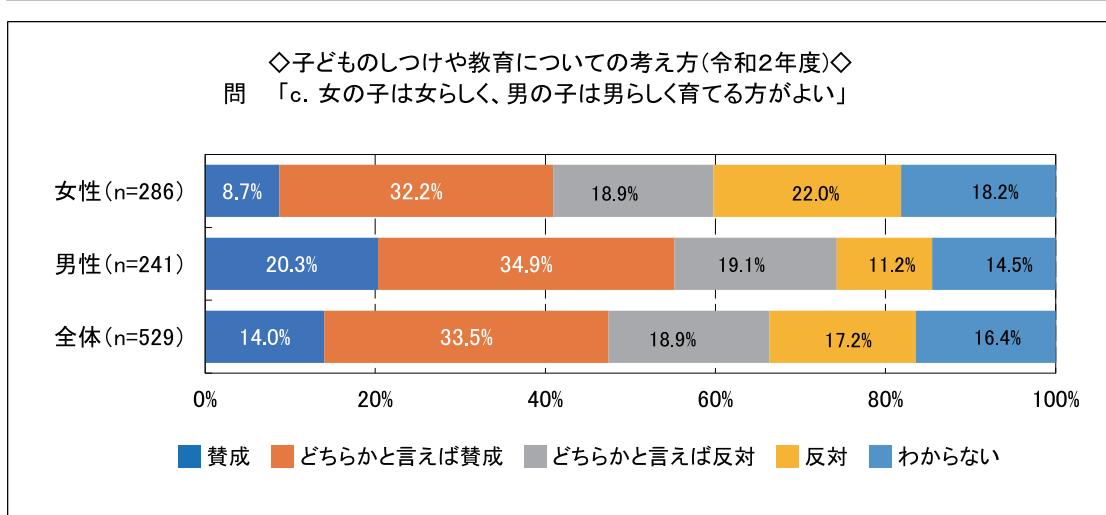
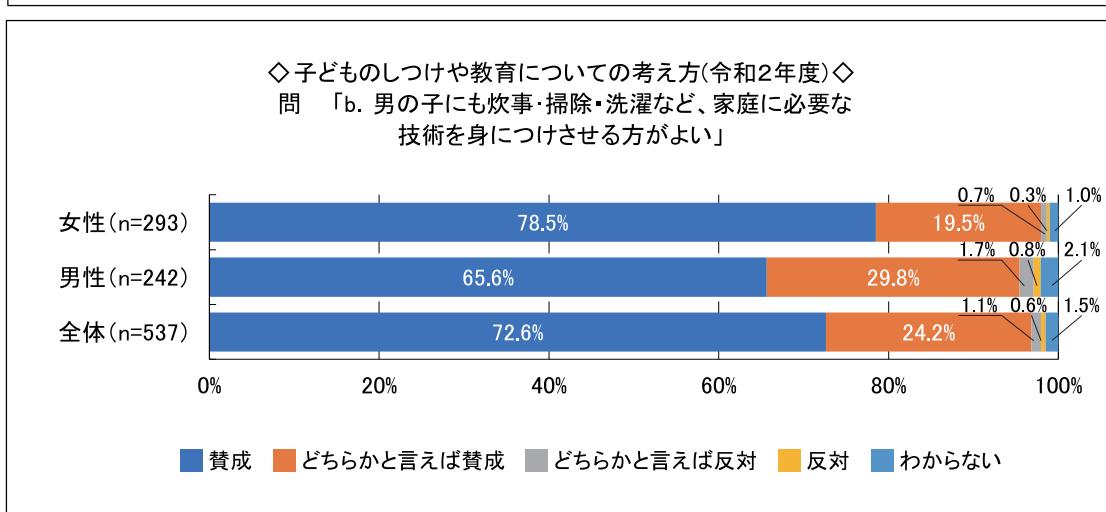
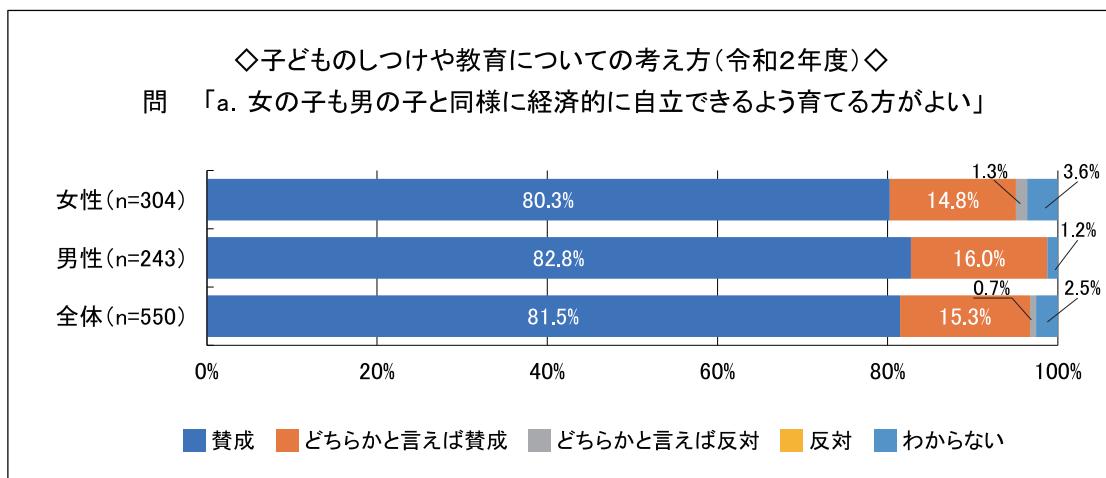
【平成23年度】



○ 家庭における子どもの育て方についておうかがいします。

男の子ども・女の子ども別にしつけ・教育で気づかっているものは何ですか。

	家事能力	職業能力	礼儀正しさ	行動力	たくましさ	やさしさ	協調性	自立心	忍耐力
男の子	42	125	358	144	108	223	196	252	148
	7.2%	21.3%	61.1%	24.6%	18.4%	38.1%	33.4%	43.0%	25.3%
女の子	159	59	399	65	38	363	198	201	93
	27.1%	10.1%	68.1%	11.1%	6.5%	61.9%	33.8%	34.3%	15.9%



資料:宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進			
施策の方向	(1) 学校等における男女共同参画教育の充実		主な担当課
具体的な施策	① 男女共同参画に関する教育の推進		
	主な取組	男女共同参画意識を育てるとともに、人権教育を推進し、深く豊かな人間性の実現に努めます。	学校教育課 社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
具体的な施策	② 教育関係者等への研修、講演会の開催		
	主な取組	男女共同参画の視点に立った教育を行うため、学校、幼稚園、保育所の教職員等に対して、研修機会を充実します。	学校教育課 子育て支援課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 働く場における男女共同参画研修の充実		主な担当課
具体的な施策	① 企業内研修の推進		
	主な取組	働く男女の共同参画意識の定着を図り、職場はもとより、地域や家庭で生かせるよう、企業内研修の実施を働きかけます。	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(3) 家庭・地域における男女共同参画学習の充実		主な担当課
具体的な施策	① 男女共同参画観に基づく、家庭づくりの啓発		
	主な取組	家庭における固定的な性別役割分担意識を改め、夫婦の新しいパートナーシップのあり方などについて啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
具体的な施策	② 男女共同参画に基づく講座等の開催		
	主な取組	男女がともに参加し、楽しめる講座、学級等の開催を図るとともに、講座、学級等の中で男女共同参画学習に努めます。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課

重点課題3 豊かな国際感覚の育成と交流

【現状と課題】

本市においては、高齢化や若年層の市外への転出に起因して、近年外国人住民が増加し、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の2019(平成元)年末時点で外国人登録者数は750人となっており、直近5年間で1.5倍以上増加しました。しかし「共に生活していく」ための支援については、近年本格的に着手されたばかりです。

加えて、ハワイ州ホノルル市などとの自治体間交流や中高校生の海外短期留学の支援を行い、様々な文化に触れあうことが出来るよう環境整備を行ってきました。現在は海外との往来や交流が制限されていますが、新型コロナウイルス感染症を克服した際には、外国人住民や観光客が再び増加に転じることが想定されます。

よって、本市においても男女共同参画の視点に立った国際的な施策推進に今後も取り組むことが必要です。

施策の方向

重点課題3 豊かな国際感覚の育成と交流

施策の方向	(1) 國際感覚の向上		主な担当課
具体的な施策	① 世界規模での男女共同参画への理解		
	主な取組	国際的視野で、国連の取り組みや世界規模の女性問題、先進諸外国の意識や制度について情報を収集し、理解を深め啓発に努めます。	秘書広報課 人権啓発・部落差別解消推進課
	② 国際的視野を身に付けた児童・生徒の育成		
	主な取組	学校教育などにおいて、児童・生徒と ALT（外国語指導助手）などの交流を通じて語学力の向上や国際理解、異文化理解を深める教育を進めます。また、短期留学事業を創設し、中高生を海外などへ派遣して国際感覚の向上に努めます。	学校教育課 総合政策課
	③ 講座等の開催		
	主な取組	外国語教室や海外文化についての知識を得る機会を充実し、国際理解、国際感覚の向上を図ります。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 國際交流活動の支援		主な担当課
具体的な施策	① 国際交流の推進		
	主な取組	国際的視野を広げ、相互理解を深めるために、市民レベルの国際交流を推進します。そのため、国際協力活動を行う NGO ^{※6} や NPO ^{※7} と連携します。	秘書広報課
	② 市民団体の育成・支援		
	主な取組	ハワイ州ホノルル市などの友好親善都市交流など国際交流を行う市民団体の活動に対して支援するとともに、ボランティア団体の育成と交流活動を促進します。	秘書広報課

NGO（非政府組織）^{※6}

国家間の協定によらず、民間で設立される非営利の団体。人権・平和・環境などの分野の活動が多い。

NPO（民間非営利組織）^{※7}

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉・まちづくり・男女共同参画・環境等さまざまな分野で活動を行っている。